

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第165号

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則

京都市昼間里親規則の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「市民税」を「市町村民税」に改める。

別表B階層及びC階層の項中「市民税」を「市町村民税」に改め、同表D階層の項中「7,300」を「7,600」に、「7,700」を「8,000」に、「12,100」を「12,400」に、「16,700」を「17,500」に、「20,700」を「21,400」に、「23,500」を「24,500」に、「29,000」を「30,700」に、「31,700」を「33,700」に改め、同表備考2中「第92条」を「第92条第1項」に、「第95条」を「第95条第1項から第3項まで」に、「第41条」を「第41条第1項及び第2項並びに第41条の2」に改め、同備考3中「市民税」を「市町村民税」に、「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同備考5中「各号の一」を「いずれか」に改め、同備考5(1)を次のように改める。

(1) 母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯

別表備考5(2)中「第15条」を「第15条第4項」に改め、同備考(4)中「前2号」を「(2)又は(3)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市昼間里親規則別表 D 階層の項の規定は、平成 17 年 4 月分の保育料から適用し、同年 3 月分までの保育料については、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部保育課)